六(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
七(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡中標津町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
八(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道根室市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
九(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
十(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千九百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字寧楽四七六の一・字鬼鹿富岡二八四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千九百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　ダム用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千九百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市和田字長畑山三九一七の四・三九一七の五(以上二筆国有林)、字音ケ谷山三九三五の一(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千九百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山一〇〇四の五三・一〇〇四の六一一から一〇〇四の六四四まで(以上四筆国有林)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千九百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山一〇〇四の六四四から一〇〇四の六四七まで(以上四筆国有林)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千九百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐市甲原字勘重三六八六の四七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千九百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町打井川字ナシノ木ダバ一六一六の二一、一六一六の二三、一六一六の二五、一六一六の二六、字幸次郎一五一一の二九から一五一一の三一まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千九百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字大谷一一四の六、一一四の一二、一一四の一三、一一九の四から一一九の七まで、一二一の四、一二二の一二から一二二の一五まで、字大谷蔭一二五の五、一二五の六、一二五の九から一二五の一二まで、字道谷一六三の四から一六三の六まで、一六五の七、一六五の九から一六五の一一まで、一六五の一四、一六六の六、一六六の七、一六六の一〇、一六七の八、一六七の九、一六七の一一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千九百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市夏見字龍王山二一〇九の五(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　水道事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千百七十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道2号改築工事(玉島・笠岡道路)(岡山県倉敷市玉島阿賀崎字唐船地内から浅口市金光町佐方地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　岡山県倉敷市玉島阿賀崎字唐船地内
岡山県浅口市金光町大谷、須恵及び佐方地内
2　使用の部分　岡山県倉敷市玉島阿賀崎字唐船地内
岡山県浅口市金光町大谷、須恵及び佐方地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、岡山県倉敷市玉島阿賀崎字唐船地内から浅口市金光町佐方地内までの延長3.7kmの区間(以下「本件区間」という。)における「一般国道2号改築工事(玉島・笠岡道路)及びこれに伴う農業用道路付替工事」(以下「本件事業」という。)である。
本件事業のうち、「一般国道2号改築工事(玉島・笠岡道路)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。